



秘密保持契約書

フジツコ株式会社（以下「甲」という。）と一般財団法人雇用開発センター（以下「乙」という。）は、次のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲及び乙は、甲乙間で受委託される人事関連業務（以下「本件業務」という。）の遂行に際して相互に開示される情報の保護を目的として本契約を締結するものとする。以下、本契約において、情報を開示する当事者を「開示当事者」、情報を受領する当事者を「受領当事者」という。

第2条（秘密保持）

1. 本契約において「秘密情報」とは、本契約の有効期間中に、本件業務に関して開示当事者が受領当事者に対して開示した、開示当事者経営上、営業上又は技術上の情報のうち、以下のものをいう。
 - (1) 書面その他の情報媒体（電磁的又は電子的な情報を記録した情報媒体を含むが、これに限られない。以下本契約において、これらを総称して「文書等」という。）により開示される場合は、当該文書等に、秘密である旨を明示して開示された情報。
 - (2) 口頭、実演その他情報媒体に記録されない形態で開示される場合、若しくは秘密である旨を明示することが困難な場合は、その開示後に開示当事者から受領当事者に対して文書等で秘密である旨を通知した情報。
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外されるものとする。
 - (1) 受領当事者が開示当事者より受領した時点で既に公知であった情報
 - (2) 受領当事者が開示当事者より受領後、受領当事者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (3) 受領当事者が開示当事者より受領後、守秘義務を負うことなく第三者から合法的に入手した情報
 - (4) 受領当事者が、秘密情報によらず独自に開発した情報
 - (5) 受領当事者が、開示当事者の事前の書面による承諾に基づき、第三者に対する開示を承認された情報

第3条（個人情報）

1. 前条の定めにかかわらず、本契約の有効期間中に、本件業務に関する甲又は乙が相手方に対して個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に定める個人情報を開示する場合、当該個人情報は秘密情報に含まれるものとする。
2. 個人情報を受領する受領当事者は、その取扱いにあたり個人情報保護法その他関係法令及びガイドラインを遵守しなければならない。
3. 前条第2項の規定は、個人情報については適用しない。

第4条（秘密保持義務）

1. 受領当事者は、秘密情報に関する秘密を厳守するものとし、開示当事者の事前の書面による承諾なく、本件業務以外の目的に使用し、又は、第三者に開示、漏洩してはならない。

2. 受領当事者は、秘密情報を、本件業務に必要な自己の役員、従業員以外の者に利用させてはならない。
3. 受領当事者は、秘密情報を、本件業務の実施に必要な最小限度の範囲を除き、開示当事者の事前の書面による承諾なく複製してはならない。
4. 受領当事者は、前各項の義務を履行するため、秘密情報につき必要かつ合理的な保護手段を講じなければならない。
5. 第1項にかかわらず、法令に基づき又は権限を有する官公署より秘密情報の開示を強制された場合、受領当事者は、必要な最小限の範囲で秘密情報を開示又は提供できるものとする。

第5条（事故報告）

受領当事者は、前条に違反したとき、又は違反するおそれがあると判断するときは、直ちに、その旨を開示当事者に報告し、開示当事者の指示を仰がなければならぬ。

第6条（監査）

1. 受領当事者は、開示当事者より秘密情報の取扱いの状況について報告を求められたときは、遅滞なくその状況を文書等により報告しなければならない。
2. 開示当事者は、前項の報告により受領当事者における秘密情報の取扱い状況につき疑義を生じたときは、受領当事者に事前に通知することにより、受領当事者の事業所に立ち入った上で、秘密情報の取扱い状況について監査することができるものとし、受領当事者は、正当な理由がない限りかかる監査を拒否することはできない。

第7条（権利の不許諾）

開示当事者による秘密情報の開示は、当該秘密情報に関する知的財産権その他の権利を受領当事者に移転し、又は、受領当事者に利用権、実施権その他の権利を許諾するものではない。

第8条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、本契約締結時において、自ら（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

第9条（本契約の終了）

1. 受領当事者は、本件業務が終了したとき、又は、開示当事者より請求があったときは、直ちに秘密情報の記録された文書等及びそれらの複製物の一切を、開示当事者の指示に従い返還し、又は廃棄するものとする。
2. 受領当事者は、前項による開示当事者の指示に基づき秘密情報の記録された文書等及びそれらの複製物を廃棄した場合において、開示当事者の請求があったときは、遅滞なく廃棄に関する証明書を提出するものとする。

第 10 条（損害賠償）

受領当事者は、本契約に違反することにより開示当事者に損害を与えたときは、これにより開示当事者に生じた損害を賠償しなければならない。但し、受領当事者において故意又は重大な過失がない場合、賠償の範囲は開示当事者に生じた直接かつ現実の損害に限られるものとする。

第 11 条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約の締結日にかかわらず、2023 年 12 月 1 日から、2024 年 11 月 30 日までとする。

第 12 条（守秘義務の存続期間）

第 4 条に定める甲及び乙の義務は、本契約終了後も引き続き 5 年間有効に存続するものとする。但し、個人情報に関する第 3 条第 2 項及び第 4 条の義務は、本契約終了後も引き続き有効に存続するものとする。

第 13 条（準拠法）

本契約は日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとする。

第 14 条（協議解決）

本契約に定めのない事項又は解釈上の疑義が生じた事項については、甲乙双方誠意をもって協議しこれを解決するものとする。

第 15 条（専属的合意管轄）

本契約に関する一切の裁判上の紛争については、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

2023 年 12 月 1 日

甲：神戸市中央区港島中町 6 丁目 13 番地 4

フジッコ株式会社

代表取締役社長執行役員 福井 正一



乙：東京都千代田区永田町 11 丁目 28 番地 11 号

合人社東京永田町ビル 5 階

代表理事 中道 浩

